



その1 **自分に合った身の回りのことから手がけましょう**

身の回りに目を向け、自分に合ったことから始めましょう。

その2 **相手の求めることに合わせて活動しましょう**

相手の立場にたってものごとを考え行動しましょう。

その3 **無理のない計画をたてましょう**

自分の力量にあわせて、無理のない計画で細く長くの活動にしましょう。

その4 **約束は守りましょう**

活動の場での約束や知り得た情報は必ず守り、責任ある行動をとりましょう。

その5 **秘密は守りましょう**

個人のプライバシーに関することは他言しないことです。秘密を守ることは信頼関係を深めることに不可欠です。

その6 **たえず学習し、自分を成長させましょう**

活動の反省、評価を行ない、次の活動がより効果的に行なわれるように、繰り返し学習しましょう。

その7 **宗教や政治活動とは区別しましょう**

自分の信仰している宗教や支持している政党などを相手に勧めたり、強要してはいけません。信仰の自由、思想、信条の自由をお互いに守り、尊重しましょう。

その8 **謙虚さも大切にしましょう**

ボランティアは決して「してあげる」という発想ではなく、協力者であり援助者であるという立場でたえず尋ねる姿勢、学ぶ姿勢は必要です。

その9 **まわりの理解と協力を得ておきましょう**

家族、職場、学校などで理解と関心を持ってもらうことが、ボランティアの輪を広げることにつながります。

その10 **安全対策に充分配慮しましょう**

万一の事故に備えて安心して活動できるように活動場所の点検や、事故が起こった場合などの対応を学習することも必要です。

ボランティア保険に 加入しよう！

ボランティア保険にはボランティア自身の補償をする「ボランティア活動保険」と、ボランティア行事で参加者と主催者の補償をする「ボランティア行事用保険」があります。

社会福祉協議会で申し込み手続きを行う事ができます。

ボランティア活動保険

普段の活動や被災地での活動に

ボランティア活動保険は、国内でのボランティア活動中にボランティア自身が傷害を被った場合の「傷害補償」と、偶然な事故により相手の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任補償」を対象とする保険です。被災地での活動をされる際には本制度「天災プラン」への加入が必須です。

加入申込者	①ボランティア個人またはボランティアグループ（未成年も可） ②NPO 法人
被保険者	①ボランティア個人 ②ボランティアの監督義務者（賠償補償のみ） ③NPO 法人（賠償補償のみ）
対象となるボランティア活動	日本国内において自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償の活動 ①ボランティアグループの会則に則り企画、立案された活動 ②社会福祉協議会に届け出た活動 ③社会福祉協議会に委嘱された活動 ④NPO 活動（非営利） ※学校の管理下でのボランティア活動には「学校安全・災害共済給付」制度をご利用下さい。
補償期間	毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで 中途加入の場合は、加入手続き完了日の翌日から翌年3月31日午後12時まで
プラン・掛金	傷害事故・賠償事故を補償する『基本プラン』と、基本プランの補償内容に自然災害時の事故補償をプラスした『天災プラン』があります。 掛け金：基本プラン…一人250円～、天災プラン…一人330円～ ※掛金は年度によって変更する場合があります。
助成	新城市社会福祉協議会では加入掛金から一人100円の助成をしています。

ボランティア行事用保険

ミニデイサービスなどのイベント行事に

この保険は、社会福祉協議会およびボランティア活動を推進する民間団体が主催となるボランティア活動に関わる行事活動中に参加者がケガをした場合に適用される「傷害部分」と、事故により主催者が法律上の賠償責任を負った場合に適用される「賠償責任部分」をセットにしたものです。

加入申込者	ボランティアグループ、ボランティア活動推進団体、NPO 法人等
補償内容	傷害補償…行事参加者（主催者を含む）全員を補償 賠償補償…行事主催者のみ補償
対象となる活動	加入申込者となる団体が主催者となって行うボランティア活動に関わる行事
プラン・掛金	日帰り行事…一人30円～（1行事1日の参加者20名以上からの加入になります。） 宿泊行事…一人243円～

◎詳しくは新城市社会福祉協議会【電話23-5618】へお問い合わせください。